

eLTAX または光ディスク等による給与支払報告書の提出について

簡単便利な
eLTAX での提出
がおすすめです。



(1) eLTAX または光ディスク等による提出時のお願い

①必ず、最新の様式で作成してください。

(必要に応じて税務ソフトのバージョンアップを実施してください。)

②なるべく早めの提出にご協力ください。(データの不備により、再提出をお願いする場合があります。)

③普通徴収の方については、「普通徴収」を必ず選択し、「摘要」欄に該当する普通徴収申請理由の略号(A~G: 普通徴収申請書参照)を入力してください。

④重複して紙での提出はされませんようお願いいたします。

⑤個人別明細書に訂正・追加・取消があった場合は、対象者分のみのデータを「追加・訂正・取消」表示をして送信してください。

はじめて eLTAX を利用される方は、利用届出(新規)の手続きが必要です。詳しくは、下記にてご確認ください。
eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ヘルプデスク 電話番号 0570-081459(つながらない場合 03-5521-0019)

受付時間 9時~17時(土・日・祝日、年末年始を除く)

(2) 特別徴収税額決定・変更通知書の電子データの提供について

本市では、希望する特別徴収義務者に対し、特別徴収義務者用と納税義務者用のそれぞれについて「特別徴収税額決定・変更通知書」を電子データで提供しています。

電子データの提供をご希望の場合は、eLTAX にて給与支払報告書を提出する際、「特別徴収税額通知の受取情報」画面で、電子データでの受取を選択してください。受取方法は右記の4パターンです。

◆特別徴収税額通知の受取方法パターン

パターン	特別徴収義務者用	納税義務者用
①	書面	書面
②	電子データ	書面
③	電子データ	電子データ
④	書面	電子データ

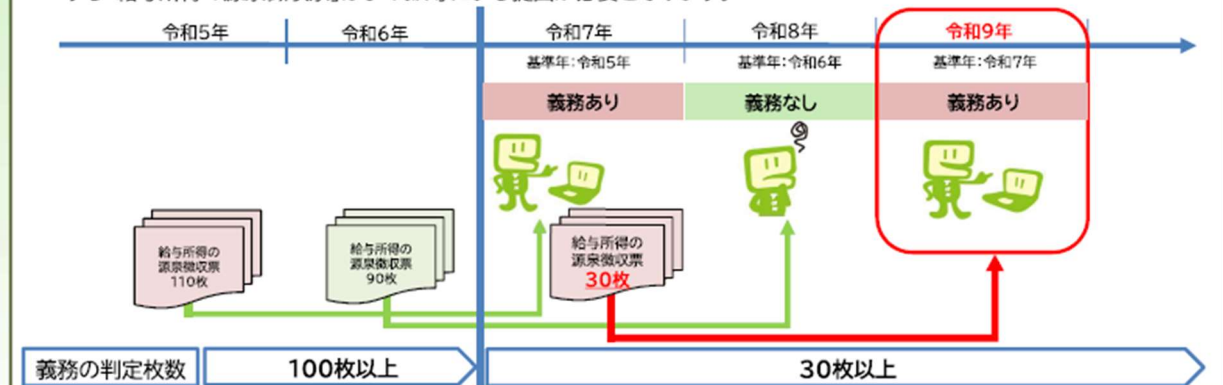
(3) eLTAX または光ディスク等による提出基準の引き下げについて

e-Tax等による法定調書の提出が義務化されています!



法定調書の種類ごとに、前々年(基準年)に提出すべきであった当該法定調書の枚数が**100枚以上**である法定調書については、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等(以下「e-Tax等」といいます。)による提出が必要です。

例えば、令和5年に提出すべき「給与所得の源泉徴収票」の枚数が**100枚以上**であった場合には、令和7年に提出する「給与所得の源泉徴収票」はe-Tax等による提出が必要となります。



義務化の基準が引き下げられます!

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が**100枚以上**から**30枚以上**に変更されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が**30枚以上**となった方は、令和9年に提出する法定調書のe-Tax等による提出が必要です。e-Tax等による提出のご準備をお願いします。

ご提出には、特にe-Taxソフト(WEB版)又は、eLTAX(地方税ポータルシステム)が便利です。(e-Tax等義務化) (eLTAX)



国税庁 法人番号 7000012050002

令和6年10月